

第 4 9 号議案

ギャラリーかめおか条例の一部を改正する条例
の制定について

ギャラリーかめおか条例（平成 1 0 年 亀岡市条例第 1 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

ギャラリーかめおか条例の一部を改正する条例

第 1 条 ガalleryかめおか条例（平成 1 0 年 亀岡市条例第 1 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中

「企画展示室」を「企画展示室 1 ～ 2」に改める。

別表第 3 中

「企画展示室」を「企画展示室 1 ～ 2」に、

「

440円
440円
440円
440円
各5,060円
2,200円
1,760円
各440円
各440円
各220円
220円
4,400円
各220円
1,760円

」

「

550円
550円
550円
550円
各5,500円
1,100円
2,200円
各550円
各550円
各220円
各330円
6,600円
各220円
2,750円

」

を

に、

「

- 1 入場料の徴収の有無にかかわらず、使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、表に掲げる額の10割相当額を加算する。ただし、屋上庭園については、非営利の場合に限るものとする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、表に掲げる額（附帯設備並びにロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を除く。）に次の各号に掲げる額を加算する。
 - (1) 冷房 4割相当額
 - (2) 暖房 3割相当額
- 3 ロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を使用する場合において、面積が1平方メートル未満のとき又は1平方メートル未満の端数が生じたときは、1平方メートルとして使用料を算出する。
- 4 音響、照明その他を使用する場合に必要な操作技術料等は使用者負担とする。

」

を

「

備考

- 1 入場料の徴収の有無にかかわらず、使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、表に掲げる額の10割相当額を加算する。ただし、屋上庭園については、非営利の場合に限るものとする。
- 2 ロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を使用する場合において、面積が1平方メートル未満のとき又は1平方メートル未満の端数が生じたときは、1平方メートルとして使用料を算出する。
- 3 音響、照明その他を使用する場合に必要な操作技術料等は使用者負担とする。

」

に改める。

第2条 ガレリアかめおか条例の一部を次のように改正する。

別表第1 企画展示室1～2の項を削る。

別表第2 企画展示室1～2の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例中第1条のうち別表第3 金額欄及び備考の改正規定は、令和3年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

ギャラリーかめおか条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 ガalleryかめおかの利便性の向上と利用の促進を図るため、施設の配置の見直し及び使用料の改定を行うこと。
 - (1) 企画展示室2の使用時間、休館日及び使用料の規定を設けること。
 - (2) ガalleryかめおかの使用料を改めること。
 - (3) 企画展示室1～2の使用時間及び休館日を改めること。

- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行し、1の(2)の改正規定は、令和3年4月1日以後の使用に係るものから適用し、1の(3)の改正規定は、令和3年4月1日から施行すること。